

高額障害福祉サービス等給付費のご案内

1. 制度の内容

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる、一人の方が障害福祉サービス等を複数利用しているなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として償還されます。

【世帯について】

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がいのある人 (施設に入所する18、19歳は除く)	障がいのある人本人とその配偶者
18歳未満の障がいのある人 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額（1割負担分）が対象となります。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

（例）訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（例）居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など

○補装具費の利用者負担額

○児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

（例）障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、障害児入所支援など

○地域生活支援事業によるサービスの利用者負担額

（例）移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど

○日常生活用具の利用者負担額

2. 支給される償還額

世帯のサービス利用料（利用者負担額）の合計額から基準額を差し引いた額が支給されます。

【基準額】 37,200円

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。（障害福祉サービス及び障害児支援利用のみ）

○ 1人の障がいのある子どもが複数の受給者証でサービスを受けている場合

○ 障がいのある子どものきょうだいがそれぞれサービスを受けている場合

（参考）市民税所得割額28万円未満の世帯における利用者負担上限月額

★在宅系サービスを利用する場合・・・4,600円

★入所系サービスを利用する場合・・・9,300円

3. 手続きについて

北見市保健福祉部障がい福祉課の窓口に、次のものを持参し、申請してください。申請内容に不備がない場合は、おおよそ1～2か月後に指定された口座へ振り込みます。

【持参していただくもの】

①預貯金通帳	受給者のもの。受給者が児童の場合は保護者のもの。
②領収書	利用しているサービスすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と、食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。
③受給者証	障害福祉サービスの受給者証又は障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。
④補装具費又は日常生活用具支給決定通知書	補装具費又は日常生活用具の支給を受けている場合に必要です。
⑤高額介護サービス費支給決定通知書	介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ、必要です。
⑥個人番号	マイナンバーカードや通知など確認できるもの。
⑦本人確認書類	免許証など顔写真があるものは1点 保険証など顔写真等がないものは2点

お問い合わせ先

北見市保健福祉部 障がい福祉課 支援係

北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所1階

TEL 0157-25-1136